

奈良県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鎌田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年五月三十一日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

監事 葛本 富一 香芝市鎌田三九九―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事 鎌田 勝敬 香芝市鎌田六七〇